

森林整備業務の委託契約に係る競争入札参加者の  
資格審査に関する要綱

18森第611号  
平成18年6月27日  
最終改正 元森第529号  
令和元年5月28日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第296条第2項の規定に基づき、福島県を発注者として、競争入札の方法により森林整備に関する業務（以下「森林整備業務」という。）の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査について定めるものとする。

(競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 森林整備業務の委託契約に係る入札参加資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成18年福島県告示第551号。以下「県告示第551号」という。）及びその都度告示するところによる。

2 県告示第551号第1の第6号の4の「知事が認める者」及び第7号の「知事が別に定める者」とは、別表1に掲げる者をいう。

第2章 森林整備業務委託業者の資格審査

(申請書等の提出方法)

第3条 森林整備業務の入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、森林整備業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び添付書類を、次の各号の区分により提出させるものとする。

- (1) 福島県内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有する者 農林事務所
- (2) 福島県内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有しない者 森林計画課

2 農林事務所長は、前項の提出を受けたときは、森林計画課長に進達する。

(競争入札参加者資格審査委員会)

第4条 農林水産部に、森林整備業務競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 県告示第551号に規定する入札参加資格の要件、資格の有効期間及び資格の審査に関する事項
  - (2) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）別表第1及び第2に掲げる措置要件及び入札参加資格制限措置に関すること。
  - (3) その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項
- 3 資格審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。  
農林総務課長、農林技術課長、森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長
  - 4 会長は、農林水産部森林林業担当次長をもってこれに充てる。
  - 5 会長は、会務を総理する。
  - 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
  - 7 委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の属する課の主任主査以上の職にある職員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
  - 8 資格審査委員会は、必要の都度会長が招集し、非公開とする。
  - 9 資格審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 10 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
  - 11 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
  - 12 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 13 資格審査委員会の庶務は、森林計画課において処理する。

（資格審査及び認定）

- 第5条 入札参加資格の事前の審査は、森林計画課長が行い、資格審査委員会の審議を経たのち、知事の認定を受けるものとする。
- 2 前項の資格審査及び認定は、県告示第551号の第1に規定する資格の審査を受けることができない者を除いて行うものとする。

（有資格者名簿への登録）

- 第6条 森林計画課長は、申請者のうち、前条第1項の規定により、入札参加資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）については、これを森林整備業務競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その結果を森林整備業務競争入札参加有資格者名簿登録通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 2 有資格者名簿は、森林計画課長が管理し、副本を森林整備業務の契約事務を処理する機関に置く。
  - 3 有資格者名簿は、森林計画課のホームページに掲載し、公表するものとする。

(資格の喪失)

第7条 森林整備業務を所掌する本庁の課長又は公所長は、有資格者が県告示第551号の第1の第1号又は第2号に該当することを知ったときは、速やかにその旨を森林計画課長に報告しなければならない。

- 2 森林計画課長は、前項の報告を受けたときは、事実の確認後、有資格者名簿からその者に係る記載を削除するとともに、速やかに森林整備業務競争入札参加資格喪失通知書(第7号様式)により、その旨を有資格者名簿の副本を置く機関に通知するものとする。

(変更届の受理)

第8条 有資格者は、県告示第551号の第8に規定する変更があったときは、速やかに、森林整備業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第8号)を農林事務所長に提出しなければならない。

- 2 農林事務所長は、前項の提出を受けたときは、森林計画課長に進達する。
- 3 森林計画課長は、前項の進達を受けたときは、内容を確認のうえ有資格者名簿の記載内容を変更するとともに、有資格者名簿の副本を置く機関に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行する。ただし、この要綱に基づく指名競争入札の対象となる業務は、平成18年10月1日以降に入札執行に係る決裁を受けたものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

別表1（第2条関係）

- 1 県告示第551号第1の第6号の4の「1から3までに掲げる者と同等の専門技術を有する者として知事が認める者」とは次に掲げる者をいう。

| 区 分  | 内 容  |  |
|--|--|--|
| 技術士  | 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項の技術士であつて、森林部門に係る登録を受けた者   |  |
| 林業普及指導員<br>林業専門技術員<br>林業改良指導員                        | 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは同条第2項の林業改良指導員資格試験に合格した者   |  |
| 基幹林業作業士<br>林業技能作業士<br>林業作業士<br>(認定証)                 | 林業労働力対策実施要領(昭和45年7月31日付け45林野済第95号林野庁長官通知)の規定による都道府県知事の認定を受けた者(上記に掲げる者のほか、平成8年以前に、林業労働力対策実施要領(昭和45年7月31日付け林野済第95号林野庁長官通知)の規定による都道府県知事の認定を受けた者)                              |  |
| 林業技士   | 社団法人日本森林技術協会の登録を受け資格が有効である者  |  |
| 青年林業士  | 林業後継者育成対策等事業実施要領(昭和58年4月4日付け58林野普第78号)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者<br>(指導林家等実施要領(平成12年4月1日付け12林野普第53号林野庁長官通知)に規定する青年林業士として都道府県知事の認定を受けた者)                                   |  |
| フォレストリーダー<br>(現場管理責任者)<br>フォレストマネージャー<br>(統括現場管理責任者) | 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業研修修了者名簿に登録され資格が有効である者   |  |
| その他  | 1 級造園施工管理技士<br>2 級造園施工管理技士   | 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第27条に規定する技術検定試験に合格した者     |
|  | 1 級造園技能士<br>2 級造園技能士   | 職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第46条に規定する技能検定試験に合格した者 |
| 実務経験者(注)   | 公的機関(国、地方公共団体、森林整備法人及び独立行政法人森林総合研究所)から受託した森林整備業務(道路・河川・公園の植栽維持及び下請を含む)において、管理業務の実務経験を5年以上有する者(ただし、上記「その他」に記載する者を専門技術者として受託した海岸地域における防災林造成事業(以下、海岸防災林造成事業と言う。)における実務経験を除く。) |  |

※ただし、「その他」の資格は、海岸防災林造成事業の受注を希望する申請者に限り、「その他森林整備業務(道路・河川・公園の植栽維持)」の実績を有し、建設業法に定める「造園工事」の許可を受けている者とする。

2 県告示第551号第1の第7号の「森林整備に係る技能を有する者として知事が別に定める者」とは次に掲げる者をいう。

| 区 分   | 内 容   |
|---|---|
| 労働安全衛生法<br>(昭和47年法律第<br>57号)に基づき、<br>右に掲げる免許・講<br>習・教育を受けた者 | (1) 刈払機作業に係る安全衛生教育<br>(2) 伐木等の業務に係る特別教育、チェーンソー取扱の業務に係る特別教育<br>(3) 玉掛技能講習、玉掛の業務に係る特別教育<br>(4) はい作業主任者(技能講習)<br>(5) クレーン運転士免許、クレーンの運転の業務に係る特別教育、移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習、移動式クレーンの業務に係る特別教育<br>(6) フォークリフト運転技能講習、フォークリフトの運転の業務に係る特別教育<br>(7) 車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育<br>(8) ショベルローダー等運転技能講習、ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育<br>(9) 不整地運搬車技能講習、不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育<br>(10) 林業架線作業主任者(免許)、機械集材装置の運転の業務に係る特別教育<br>(11) 地山の掘削作業主任者(技能講習) |
| 実務経験者(注)  | 森林整備業務における現場業務の実務経験を5年以上有する者  |

注1 実務経験期間の数は、当該業務に従事した月数が通算で12か月あることをもって1年とする。

2 実務経験期間は、登録を希望しない業務の従事期間を含めることができる。ただし、1に掲げる実務経験者については、登録を希望する業務の従事期間を有すること。